

発行番号：3

2020年4月2日

ニュースレター

企業・雇用主へのお知らせ

COVID-19

緊急対応事項：

ファミリー・ファースト新型コロナウイルス対策法と屋内退避令における現場業務に際しての義務

本ニュースレターは、カリフォルニア州の企業や雇用主が遵守すべき、次の事項に関する情報提供を目的としています。

- ファミリー・ファースト新型コロナウイルス対策法（Family First Coronavirus Response Act）に関する通知義務
- 2020年3月31日付けベイエリア屋内退避令における現場業務を行う際の義務

このニュースレターが、米国で事業展開をしている日系企業と日本本社にとって、COVID-19 屋内退避指令によって現地管理職が抱えている法的な課題をより理解し、運営上・雇用上の意思決定をするための戦略的準備材料となれば幸いです。Yorozu 法律事務所では、経験豊富なプロフェッショナル・チームによる、事業運営及び雇用上のリスク管理のための法的支援をしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

COVID-19 の感染拡大問題に伴って新しく施行された連邦法及び州法により、企業及び雇用者は、ビジネスの運営や雇用に大きな影響を受けている。また、カリフォルニア州及び北カリフォルニアの多くの郡から発令された屋内退避指令により、厳しい状況に直面し続けている。企業・従業員が所在する郡の屋内退避指令を理解し、遵守に際して不明点があれば弁護士に相談することが重要になる。

2020年3月16日と同31日にベイエリアの郡（アラメダ、コントラコスタ、マリン、サンフランシスコ、サンマテオ、サンタクララ）で同時に発令された屋内退避指令は、共通して以下の即時対応を企業に義務付けている。

従業員 500 人未満の雇用主は、直ちに次の通知を行う義務がある。

- 連邦「ファミリー・ファースト新型コロナウイルス対策法（Family First Coronavirus Response Act：FFCRA）」に基づく米国労働省の通知を、職場（あるいは社内ネット）に掲示する。当該通知書はこちらから入手できる：
- https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/WHD/posters/FFCRA_Poster_WH1422_Non-Federal.pdf
- 在宅勤務の従業員がいる企業や社内ネットがない企業は、Email で全従業員に通知する。

アラメダ郡、コントラコスタ郡、マリン郡、サンフランシスコ郡、サンマテオ郡、サンタクララ郡、あるいはソノマ郡に所在する事務所や施設で現場業務を行う従業員がいる企業は、直近の屋内退避指令に遵守すべく、直ちに次の事項を実施する義務がある。

- 全ての事業所における現場業務は、屋内退避指令に遵守していることを確認する。現場業務は、通常は、屋内退避指令で定義されている、「必須事業」のために必要と認められる業務、あるいは、非必須事業における「事業運営のための最低限の基本業務」となる。
- 屋内退避指令で定義されている「ソーシャル・ディスタンス義務（Social Distancing Requirements）」について、全従業員に通知、かつ、実施する。
- （もし、まだされていなければ）必須事業は、ソーシャル・ディスタンスに関する社内規程「Social Distancing Protocol」を作成して、2020年4月2日23時59分までに掲示する。
 - ベイエリアの各屋内退避指令が、その企業の現場業務のあり方に見合ったソーシャル・ディスタンスに関する具体的な社内規程が作成できるように、それぞれの郡のテンプレートを出している。基本的にはどの郡のテンプレートも似ているが、ご参考までにサンタクララ郡のテンプレートのリンクを記載する。
<https://www.sccgov.org/sites/covid19/Documents/Appendix-A-Social-Distancing-Protocol.pdf>
 - ソーシャル・ディスタンスに関する社内規程を実施し、以下を確認する。
 - 事業現場に従業員が使用できるティッシュ、手洗い所（又はハンド・サニタイザー）が用意されていること。
 - 事業所への出勤は必要に迫られる場合だけに限られていること。

- 業務シフトや座席の配置が、6 フィート（約 1.8 メートル）のソーシャル・ディスタンスが保たれていること。
- 事業所の清掃について推奨されている方法（頻繁に触れる箇所のこまめな清掃・消毒など）に準じていること。
- 事業所での勤務を目的とした通勤を許可する「通勤許可証」を従業員に発行することを検討する。

屋内退避令や事業運営・雇用上の対応に関する詳細につきましては、弊所の 2020 年 4 月 1 日付けニュースレター「企業・雇用主のための COVID-19 対応に関する法的留意点（前編・後編）」をご参考ください。ニュースレターは、弊所のウェブサイト (<https://yorozulaw.com/news/>) に掲載しており、JETRO サンフランシスコのウェブサイトでも掲載されております。ニュースレターでは、以下の内容を説明しています。

- 前編：加州及びベイエリア地域の屋内退避指令に遵守するための備えと対処
 - カリフォルニア州及びベイエリアの企業及び雇用主に関わる特定の条項に焦点を当てた COVID-19 関連屋内退避指令の概要及びタイムラインについての説明
 - 屋内退避指令における遵守義務事項の重要点
 - COVID-19 関連屋内退避指令遵守のために、企業が検討すべき法的課題の見極めと、屋内退避指令が業務に及ぼす影響
- 後編：事業運営及び雇用上のリスクを抑えるための注意事項
 - 従業員が事業所において現場業務を継続する際の最善措置
 - 従業員が在宅勤務をする際の最善措置
 - COVID-19 感染拡大問題に伴う従業員への休暇付与に関する法令遵守
 - 従業員の一時解雇、解雇、減給、労働時間削減に関する法令遵守
 - COVID-19 の世界的流行下における契約条項の見直しと保護的な法規定や条例等の適用判断

事態が目まぐるしい速さで進行しているなか、このニュースレターが、米国で事業展開をしている日系企業と日本本社にとって、現地管理職が抱えている法的な課題をより理解し、運営上・雇用上のリスクを抑えるための意思決定において戦略的準備材料となれば幸いです。

問い合わせ先：Yorozu 法律事務所

萬（よろず）タシャ 代表弁護士 (tasha.yorozu@yorozulaw.com)

アニー・C・ルウ シニア・アソシエイト弁護士 (anne.lew@yorozulaw.com)

河西 香織 米国公認会計士 (kaori.kasai@yorozulaw.com)

エイドリアン・C・リポマ アソシエイト弁護士 (adrienne.lipoma@yorozulaw.com)

追加情報リスト：

- カリフォルニア州 屋内退避指令 (California Shelter-in-Place Order)
 - [Executive Order N-33-20](#)
 - [Frequently asked questions](#)
 - [Essential Critical Infrastructure Workers](#) 一覧
- サンフランシスコ市・郡 屋内退避指令 (City and County of San Francisco Shelter-in-Place Order)
 - [Order of the Health Officer No. C19-07 \(Superseded\)](#)
 - [Order of the Health Officer No. C19-07\(b\)](#)
 - [Frequently asked questions](#)
- カリフォルニア州公衆衛生局 (California Department of Public Health)
 - [COVID-19 Updates](#)
- 米国労働安全衛生局 (US Department of Labor Occupational Safety and Health Administration)
 - [Guidance on Preparing Workplaces for COVID-19](#)

注意：本ニュースレターの内容は、一般的事実としてお伝えするものであり、特定の状況に対する法的アドバイスではなく、それを意図したものでもありません。